

○横手市空家等の適切な管理に関する条例

平成28年6月29日

条例第26号

改正 令和3年12月15日条例第33号

横手市空き家等の適正管理に関する条例(平成23年横手市条例第36号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者は、特定空家等となるおそれのある空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急措置)

第4条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家の所在地及び当該措置の内容を当該空家の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

(横手市空家等対策協議会)

第5条 空家等対策に係る重要事項に関し調査及び協議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、横手市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第6条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 横手市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の施策に関し重要な事項に関すること。

(組織)

第7条 協議会は、9人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市内に住所を有する満20歳以上の者であって次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 各種団体から推薦された者
- (任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に法第14条第1項の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令に関する情報を提供し、当該特定空家等を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(横手市空家等対策協議会設置条例の廃止)

2 横手市空家等対策協議会設置条例（平成27年横手市条例第26号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例第3条の規定により委嘱されている委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例の規定により委嘱された日から起算する。